

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
思川開発建設所長 長谷見 智久
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 一般廃棄物処理業務(オープンカウンタ方式による調達)
- 2 施 行 場 所 栃木県鹿沼市口栗野839-2 独立行政法人水資源機構思川開発建設所
- 3 業 務 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 参 加 要 件 本店、支店又は営業所が栃木県内に所在していること。
なお、当機構における令和3・4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令和7年3月25日 16:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 思川開発建設所 経理課
FAX 0289-85-1211
 - 5)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年3月26日(水)16:00までとします。
 - 6)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の毎月支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

一般廃棄物処理業務

仕 様 書

令和 7 年 3 月

独立行政法人水資源機構

思川開発建設所

第1章 総則

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構思川開発建設所（以下「機構」という。）が発注する「一般廃棄物処理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第3節 一般廃棄物の収集場所

鹿沼市口栗野839番地2

独立行政法人水資源機構思川開発建設所

第4節 業務概要

上記場所で発生する一般廃棄物の収集、運搬及び処理を行なう。受注者は鹿沼市一般廃棄物収集運搬業許可業者であることを条件とする。

第5節 守秘義務

本業務で知り得た内容を、機構の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

第6節 疑義

本仕様書に記載のない事項の取扱い及び内容等に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 一般廃棄物収集内容

収集内容は、次のとおりとする。

- (1) 可燃ゴミ
- (2) 不燃ゴミ（ビン、缶、ペットボトル、危険物 等）
- (3) 資源ゴミ（紙類、段ボール、シュレッダー 等）

第2節 収集の方法

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 可燃ゴミ | 週に1回 |
| (2) 不燃ゴミ（ビン、缶、ペットボトル、危険物 等） | 週に1回 |
| (3) 資源ゴミ（紙類、段ボール、シュレッダー等） | 週に1回 |
| (4) その他機構の指示するとき | |

第3節 その他

予定数量（※下記数量は業務期間中の予定数量であり増減することがある。）

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 可燃ゴミ | 4, 370 kg |
| (2) 不燃ゴミ | 230 kg |
| 内訳①缶・ペットボトル | 110 kg |
| ②ビン等 | 50 kg |
| ③上記以外 | 70 kg |
| (3) 資源ゴミ（紙類、段ボール等） | 190 kg |
| (4) 資源ゴミ（シュレッダー） | 3, 080 kg |

以 上

一般廃棄物処理業務契約書

発注者 独立行政法人水資源機構思川開発建設所（以下「発注者」という。）と、受注者（以下「受注者」という。）とは、次の条項により一般廃棄物収集運搬及び処分業務の委託契約を締結する。

（委託内容）

- 第1条 発注者は、栃木県鹿沼市口栗野839番地2の発注者事務所から排出される一般廃棄物を指定場所に保管し、受注者は、排出された一般廃棄物を集積し、処理場へ運搬し、確実に処分を行うものとする。
- 2 発注者は、廃棄物を鹿沼市の定めた分類により引き渡すものとする。
- 3 受注者は、受注者の所有する運搬車輛及び作業員により、1週間に1回の収集運搬及び処分を行うものとし、詳細の日時については、担当職員と協議して定めるものとする。また、日時を変更する場合は事前に担当者へ連絡するものとする。

（遵守事項）

- 第2条 発注者及び受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守する。

（契約期間）

- 第3条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

- 第4条 委託金額の1kg当たりの単価は次のとおりとする。

内 容	単 位	単 価
一般可燃物	1 k g	円
一般不燃物	1 k g	円
缶・ペットボトル	1 k g	円
ビン	1 k g	円
資源ゴミ(紙類等)	1 k g	円
資源ゴミ(シュレッダー)	1 k g	円

- 2 受注者は、毎月委託費に消費税を加算し請求するものとする。
- 3 発注者は、請求書を受領後速やかに支払うものとする。
- 4 資源ゴミについては、鹿沼市での処理費用が無料のため無償とする。

(損害賠償責任)

第5条 発注者は、一般廃棄物に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことにより重大な支障を生じた場合は、その賠償の責を負うものとする。また、受注者が本委託作業中におこした事故については、全て受注者の責任において処理するものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、受注者が次の各号に該当したときは契約を解除することができる。

- 1 契約を履行しないとき、または履行の見込みが認められないとき。
- 2 破産宣告を受けたとき。
- 3 発注者の指示に従わないとき。

(個人情報保護)

第7条 受注者は個人情報保護法を遂行するとともに、業務の実施にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を第三者にもらしてはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第8条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は公正取引委員会が行った独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたものであるときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われたものでないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為

の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（その他）

第9条 この契約に定めがない事項及び契約に疑義が生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 栃木県鹿沼市口栗野839-2
独立行政法人水資源機構分任契約職
思川開発建設所長

受注者

様式第 2 号

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
思川開発建設所長 長谷見 智久 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 7 年 3 月 1 2 日に交付された一般廃棄物処理業務の見積依頼書等を受領しました。

＜連絡先＞

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番号：

最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじ用数値として 3 ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。